

○財務省告示第十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成三十年十二月十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年一月十一日
 財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百五十二回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。募集取扱機関による募集の取扱
四	発行方法	いによる発行
五	発行額	円 額 面 金 額 で 十 三 億 四 百 六 十 五 万
六	払込金額	円 十 三 億 五 百 三 十 万 二 千 三 百 二 十
七	最低額面金	五 万 円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成三十年十二月十日
十	発行価格	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 五 銭
十一	利率	年 ○ ・ 一 パーセント

十二

の経過
払込み

各募集取扱機関は、払込金額に
加え、次の算式により算出した
金額を第十八号に規定する期日
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償付金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{81}{365}$$

十三

初期
利子

平成三十一年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償付金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \frac{1}{1}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六ヶ月間に属する
利子を支払う。

十五

償還
償還
金額

平成四十年九月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支払
金額

日本銀行

十七

払込
場所
支日

平成三十年十二月十日

十八

払込
期日

平成三十年十二月十日